

給与支払報告書の書き方（裏面）

⑰摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に㉔に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係がわかるようにしてください。

また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。

- ・16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「(年少)」と付記してください。
- ・国外に居住している場合：氏名の後に「(非居住者)」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることができませんが、障害者にかかる控除は受けることができます。

この場合の同一生計配偶者が、障害者・特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を（同配）と付記してください。

この場合、「㉓（源泉・特別）控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。

【2の記入例】

(摘要)

若狭 花子（同配）

3. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

4. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、町・県民税を特別徴収（給与天引き）できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。

5. 給与所得者本人の住民登録が若狭町にない場合

平成31年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

【5の記入例】

(摘要)

住民登録地：**市〇〇〇 1-1

⑱住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日 (1回目)	C 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	D	住宅借入金等年末残高(1回目)	E 円
	住宅借入金等特別控除可能額	B 円	居住開始年月日 (2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築または増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合には「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。